

議案第15号

東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会規則の 廃止について

東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会規則を廃止する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和3年3月17日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査の終了に伴い、東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会を廃止するため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 根拠法令

附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）

第2条 別表の左欄に掲げる機関は、市長及び教育委員会の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ右欄に定めるとおりとする。

第3条 前条に掲げる機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項については市長又は教育委員会が規則で定める。

別表(第2条関係)

東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会	酒蔵が集積する地区における伝統的建造物群の保存対策調査、保存計画の策定等に関する事項を審議すること。
------------------------------	--

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会規則を
廃止する規則

東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会規則（平成30年東広島市教育委員会規則第10号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。